



危機管理ハンドブック

_____年度版

国際ロータリー第2760地区

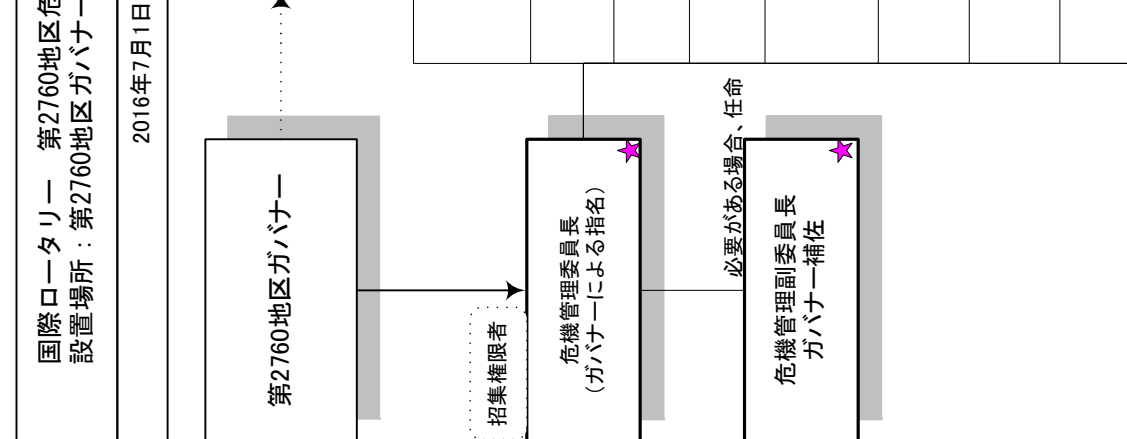
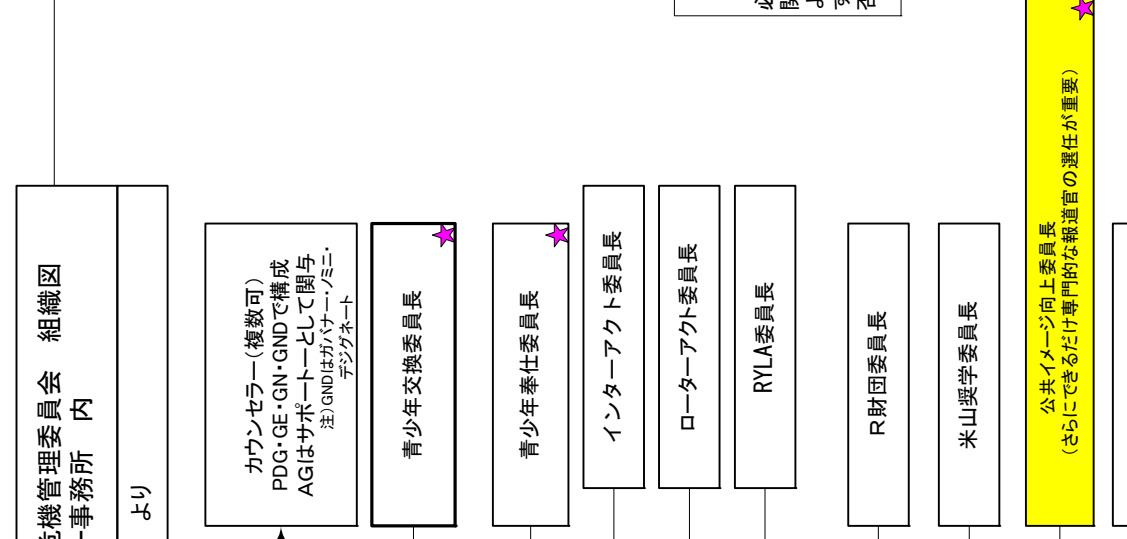
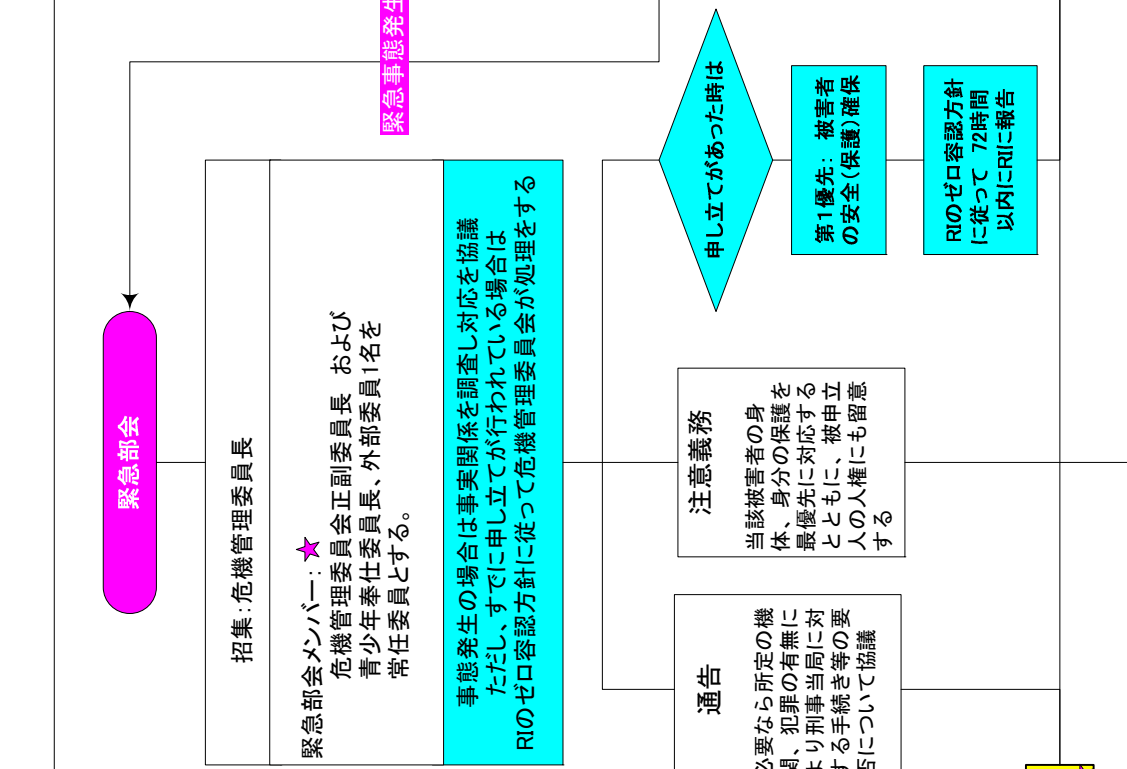
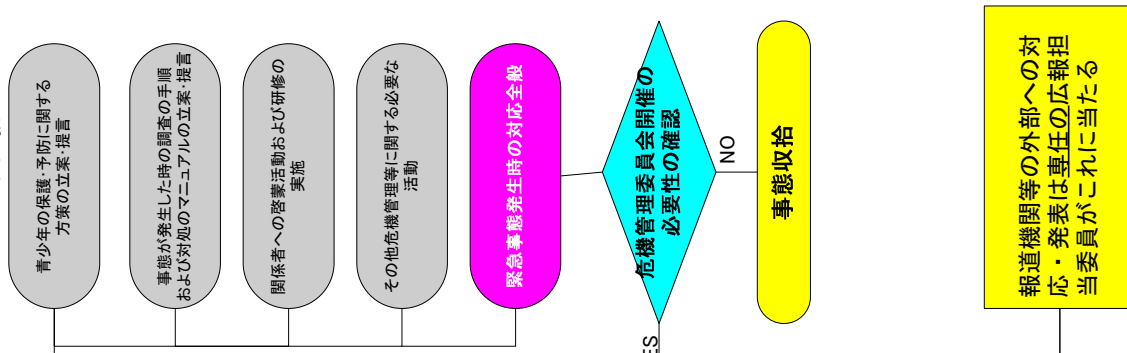
危機管理委員会

2016/7 発行
作成RID2760 K. Kuroda

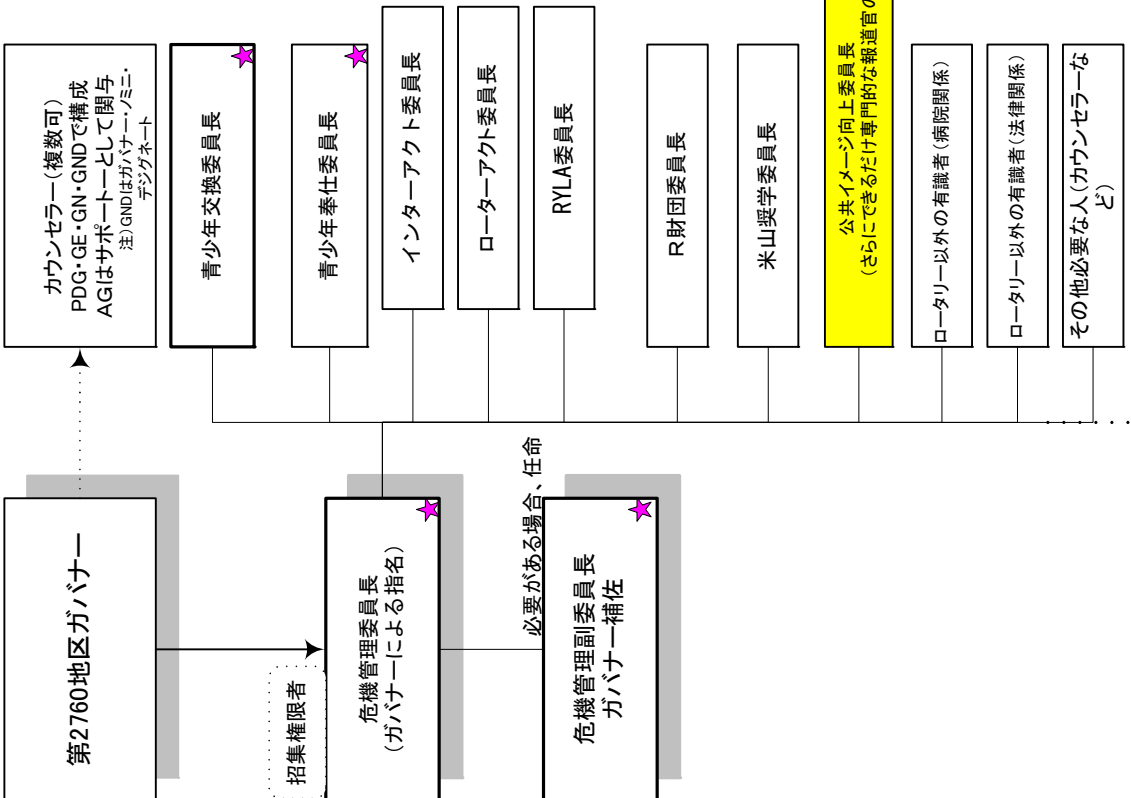
目 次 ページ

仕 組	危機管理委員会 組織図	3	
	緊急連絡網(体制)	4	
	国際ロータリー第 2760 地区	危機管理総則・危機管理委員会規定(補遺資料D)	5
	危機管理の概念 危機の定義	9	
	危機管理における基本的心得	10	
	危機広報の重要性(マスコミ対策)	10	
	危機のレベル評価	11	
	危機管理について ~菅沼清高氏 講話から	12	
	虐待とハラスメントの定義に関するチェックリスト	13	
認 識 と 防 止	認識と防止 ガイドライン策定にあたり	14	
	地区及びクラブの青少年との接し方に関する声明	15	
	定義 (ボランティア、学生、性的虐待とは)	15	
	虐待とハラスメントの兆候	16	
	虐待やハラスメントの真偽	16	
	法人化と損害賠償保険(青少年交換プログラムの場合)	16	
国際ロータリーのゼロ容認方針(ゼロ・トランス)	17		
処 理 手 順	緊急時対応 最初の第 1 歩	18	
	最初の第 1 歩(フローチャート)	19	
	次の第 2 歩目(フローチャート)	20	
	虐待とハラスメントの 申し立てと報告の処理手順(フローチャート)	21	
	自然災害・テロにおける処理手順(フローチャート)	23	
	学生(ロータリープログラム参加者)が加害者になったときの処理手順(フローチャート)	25	
	事故・自然災害・病気における処理手順(フローチャート)	27	
有事の際の報告義務	29		
資 料 (認 定 資 料)	青少年交換の危機管理(表紙)	YE-1	
	補遺資料 A 地区青少年交換 虐待とハラスメント予防に関する方針	2	
	補遺資料 B 性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針	8	
	ボランティアの選考と審査(ボランティア・ホストファミリー・カウンセラーの各選考と審査)	12	
	補遺資料 C 青少年ボランティア誓約書	13	
	補遺資料 D 地区 危機管理総則	(5)	
	地区 危機管理委員会規定	(6)	
	補遺資料 E ホストファミリー登録	17	
	補遺資料 F カウンセラー登録用紙	18	
	補遺資料 G クラブ覚書-MOU	19	
Y E 報 告 資 料	青少年交換 早期帰国報告書	23	
	青少年交換における申し立て報告書	25	
	ロータリー奉仕プログラムにおける 被・加害発生事案 報告書	(29)	
	各種チェックリスト(ボランティア・カウンセラー選考時、事案(事態)発生直後に確認すべき)		

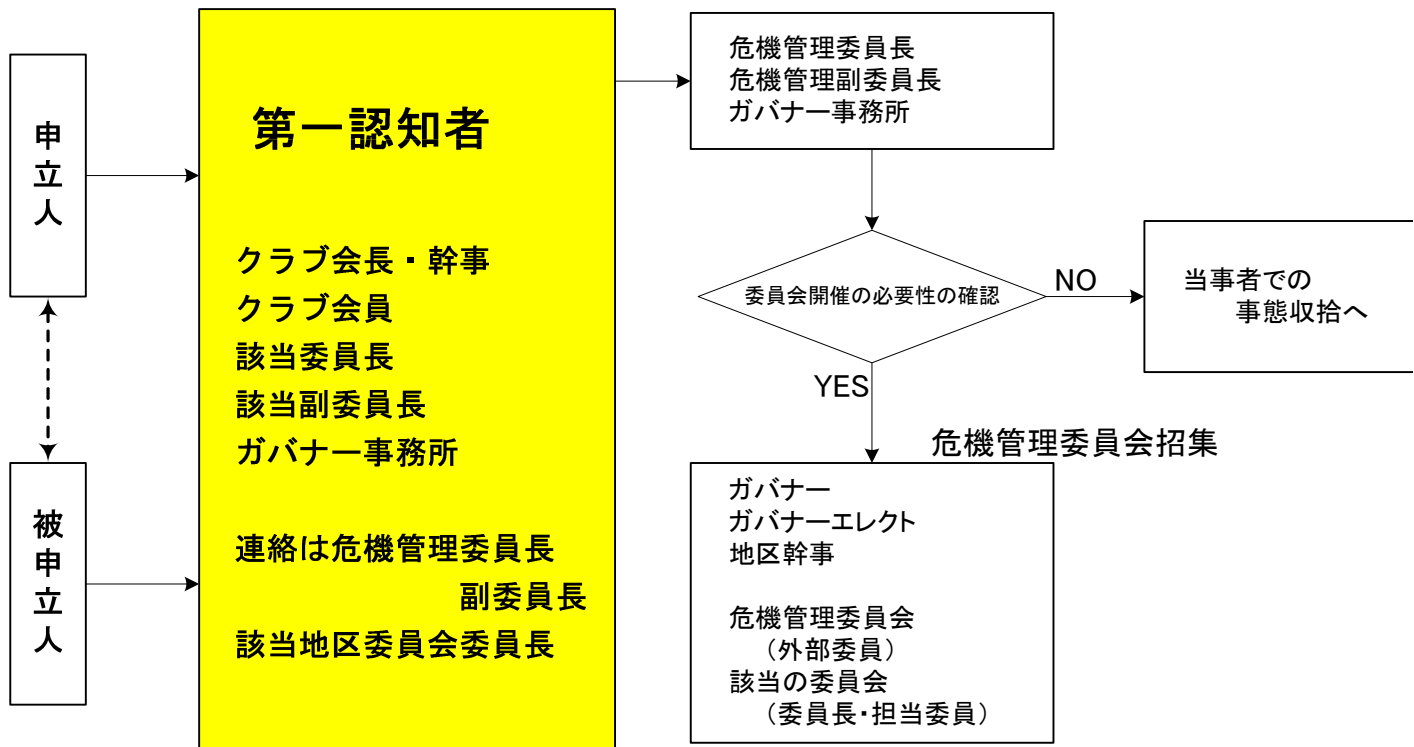
主な任務



国際ロータリー 第2760地区危機管理委員会 組織図
設置場所：第2760地区ガバナー事務所 内
2016年7月1日 より



女性、弁護士、医師
女性1名以上



ロータリーのゼロ容認方針に従って、報告すること

- ◎連絡網上位者への連絡は必ず二者以上に。下達は一者も可であるが、途中経過等報告は必要 者全員に周知する
- ◎委員会開催は必要性の確認については基本として危機管理委員長・副委員長・ガバナー事務所が行う（ガバナー事務所:重要性によりガバナーまたは地区幹事）
- ◎通報を受けたものは諸般の事情を考慮しその先への連絡の要否を決めること。
- ◎連絡は職場・自宅・携帯へ（緊急連絡網の詳細は、別紙にあります）

**（緊急時集合場所は危機管理委員長が指定しない限りは
ガバナー事務所分室とする）**

〒460-0003 名古屋市中区錦2-15-15 豊島ビル3階
 TEL052-228-0808 FAX052-211-0230
 e-Mail yebranch@rotary2760.org
 （青少年交換事務局が取り次ぎます）



補遺資料 D (2015年日本版)

「国際ロータリー第 2760 地区 危機管理総則」

地域社会のリーダー的メンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道徳性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第 2760 地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、ロータリーの信頼を高めることとする。

第1条 (ロータリーにとっての危機管理の危機)

国際ロータリー第 2760 地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2条 (危機管理委員会の任務)

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、その防止・解決のため必要な提言や適切な指導・助言を行うと共に、第4条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。

第3条 (危機管理委員会の構成)

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第4条 (危機事案の報告)

第1条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第5条 (危機管理委員会の決定事項の遵守)

危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

第6条 (保険)

地区は、危機への対応のため必要な保険に加入する。

第7条 (危機管理基金)

危機発生時の対応に必要な資金として、地区に危機管理基金を常設する。

その管理・執行は、危機管理委員会の決定に従う。

第8条

この総則の実施に必要な事項は別途定める。



国際ロータリー第 2760 地区危機管理委員会規定

目次

- 第1章 総則
- 第2章 危機管理委員会
- 第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 国際ロータリー第 2760 地区危機管理総則第 8 条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

(定義)

第2条 国際ロータリー第 2760 地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2章 危機管理委員会

(危機管理委員会の任務)

- 第3条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに、当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。
2. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断したときは、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
 3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

(危機管理委員会の構成)

- 第4条 危機管理委員会は、次に挙げる委員をもって組織する。
- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
 - (2) ガバナー・エレクト
 - (3) ガバナー・ノミニー
 - (4) 地区青少年奉仕委員長
 - (5) 地区青少年交換委員長
 - (6) 地区ローターアクト委員長
 - (7) 地区インターアクト委員長
 - (8) 地区米山奨学委員長
 - (9) 地区ロータリー財団委員長
 - (10) 地区広報委員長
 - (11) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員会委員経験者
 - (12) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上（その中に



は、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通した者を含む)

(13) 前各号の者に医師および弁護士各1名以上を含まないときは、ロータリアンからこれらの者各1名以上を委員としてガバナーが委嘱する。

(14) 委員には女性1名以上を含むものとする。

2. 前項第11号から第13号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。
3. 危機管理委員会の委員長は委員の中から選任する。
4. 委員の中から副委員長若干名を定めることができる。
5. 委員長は、委員会を招集し、業務を統括する。
6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。

(危機事案の報告)

第5条 危機に相当する事案が発生した場合、地区委員会、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

(危機管理委員会の開催)

第6条 危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めるときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。

- 2 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。

(危機管理委員会の決議)

第7条 危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し(委任状による出席を含む)、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

(緊急時における危機管理委員会の開催)

第8条 災害・事故・政変等の緊急を要する危機に敏速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

(危機管理委員会の決定事項の遵守)

第9条 危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

(守秘義務)

第10条 個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第3章 青少年奉仕プログラムに対する特別規定

(青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第12条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント(以下、ハラスメン



ト等という)を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

(青少年奉仕プログラムに関する地区委員長の責務)

第13条 青少年奉仕プログラムに関する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携を図りつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

(青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務)

第14条 第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- (1) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の保護ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- (3) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- (4) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- (5) 青少年交換プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- (6) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

(青少年の保護)

第15条 前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の保護を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

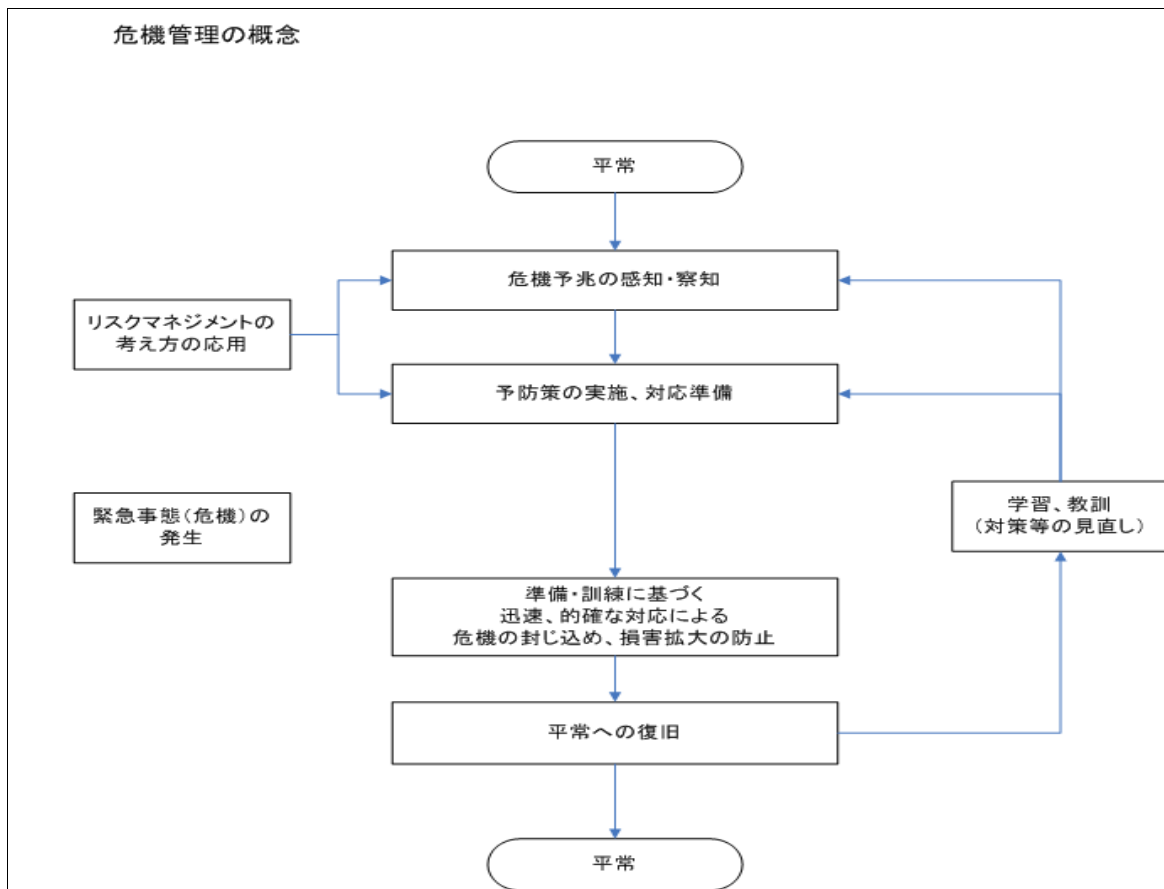
危機管理の概念

(出典『究極の危機管理』一般社団法人 日本安全保障・危機管理学会 内外出版(株))

『危機』の定義

「国際ロータリー第 2760 地区、地区内各ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「好ましくない事態の全て」を危機管理の危機とする (第 2760 地区 危機管理総則および危機管理委員会規定 より)。

「危機管理」とは、「時と場所を選ばず思わぬ形で発生する危機(緊急事態)を予知・予防・減災のための対策を講じることであり、また万が一発生しても、素早かつ確な対応で被害の拡大を極限に抑えるための方策(クライシス・マネジメント)である。



- 第 1 段階 危機の予兆 (シグナル) の感知・察知
- 第 2 段階 危機発生に対する予防策・対策の実施、万が一危機が発生した場合における対応策の準備・訓練
- 第 3 段階 発生した危機の封じ込め、損害の拡大の防止
- 第 4 段階 平常の状態への復帰・復旧
- 第 5 段階 学習 (教訓を得ての対策・君れ円・対応策等の見直し)

第 1、第 2 段階は、(リスク・マネジメントの考え方の応用段階) 危機の発生を想定し、その危機に備えるための事前対策行動。

この段階で察知、適切な行動がとられていれば、危機を初期段階で抑え込むことも可能。

事前の準備 (マニュアル化など)、訓練 (想定、シミュレーションなど) が不可欠=その場しのぎでの対応では、的確な対応策 (行動) が取れない (大混乱している段階での適切な行動はどこから来るか?)

危機管理における基本的心得

・何を目的としているか、何（誰）を守ろうとしているか を明確に

1. 予防（対策）こそ最高の危機管理である（発生後の復旧回復費用＞予防（対策）費用）
2. 「ヒヤリ・ハット」の法則を重視せよ
3. 常に最悪を想定し、その最悪を防止、回避する方法を考える
4. 悲観的に準備し、楽観的に対処せよ
5. 平時に危機管理のために専任部署を設置し、対策を完備しておくこと
6. 悪い情報を最優先でトップリーダーに報告させる体制と環境を確立しておくこと
7. 発生してしまった場合、人命の保護を最優先とし、次いで組織の社会的使命を果たすための業務の復旧に努力せよ…ただし、合法的な行為で
8. 対外広報（マスコミ対策）に万全を期せ
マスコミを含め、対外広報の基本中の基本は対窓口の一本化
9. 危機管理の体制を作る「危機管理専任チーム（危機予防・対策のためのマニュアル）」と発生した時の「危機対応専任チーム（危機対応マニュアル）」の編成を明確に

危機広報の重要性（マスコミ対策）

組織が大きくなればなるほど、社会的知名度が上がれば上がるほど、その組織にとって重大な危機が発生した時には『社会的関心』度合いが増加する。そこで広報（マスコミ対策）を誤れば、危機に対する『損害』が致命的なレベルまで高まる可能性もあり、それゆえ、「危機広報」のあり方も一般の危機管理と同様な準備と訓練が必要になってくる。

1) 現代の日本のマスコミの現状を理解する

日本におけるマスコミの関心事（マスコミの大儀（建前）と本音（実態））。

2) 具体的なマスコミ対策（目的を明確にする）

a. 平時においてマスコミ対策体制の確立と準備・訓練

- ・定期的なマスコミ関係者との情報交換
- ・情報交換の手段・手法
- ・事態対応の想定問答集の作成

b. 危機発生時のマスコミ対応（直後の対応と危機継続中、危機終了段階での危機広報とは）

- ・記者会見（公式、非公式、オフレコ会見）
 - ①謝罪表明
 - ②事実関係の釈明
 - ③再発防止策とその実行に向けた強い意志表明
 - ④責任について
 - ⑤心得

注)「ノーコメント」は避けること＝マスコミが最も不快に受け取る対応で、事実や責任を隠す、または逃げているとのマイナスイメージを植え付けてしまう

- ・トップが事態収拾に参加しているということを積極的に明示する
- ・発表当時に不明な事柄は、詳しいことがわかり次第発表する、と公言する
- ・マスコミ以外への対応
 - ①組織内（クラブ内）への対応
 - ②組織外（地区内・他地区）
 - ③被害者及びその家族への対応
 - ④その他（国際ロータリーへの経過報告・結果報告など）

c. 危機終了段階における対応

- ・ロータリーのイメージ回復のための対応
- ・再発防止のための体制作り

危機のレベル評価…

A: クラブ、ロータリー、ロータリアン個々の当事者 B: 地区各該当委員会 C: 地区危機管理委員会

レベル	状況 (ロータリープログラム参加時に発生した)	具休例 (現実的ではない状況も想定すべき)	対処法 (考えてください)	対 応 組 織		
				A	B	C
1	<ul style="list-style-type: none"> 軽度の怪我、通院による病氣治療など、日常の生活のほとんどに影響のない事案 自然災害で対象地域の被害が予測され軽微なもの セクハラ・虐待には発展しない感情的なトラブルで短期間で収集可能なもの (口喧嘩の激しいもの) 治療に1週間程度かかるケガや病氣 (入院を伴う) であるが軽度として評価されるもの 台風などの自然災害で、対象地域の被害が予想されるが重大な事案とはならないもの 暴行を伴う喧嘩 (セクハラ・虐待には当たらないもの) 青少年交換学生または米山奨学生が重大な被害をこうむると予想された自然災害が近々に発生するとき 軽犯罪 (万引きを含め) で捕まったと連絡があった時 テロなど紛争地域に青少年を派遣する時 (まだ実施されていない) 	<ul style="list-style-type: none"> 風邪をひいて2-3日安静にすれば治ると医者に言われた 中規模十の台風がこの地方を通過する予報が出た 大雨の警報が出ているが、付近には氾濫や山崩れはない けんかかで双方が肉体的な欠点を言い合った 卑猥な言葉を言う人が周りにいるが、気にしていない 1週間程度で治癒するといわれているが、こじらせる可能性が高い 中大規模の台風が来る予想があり、場所的に川の氾濫や山崩れの心配がある けんかかで相手を殴り、けがをさせた、訴えはしない 大規模以上の被害が出る予測の自然災害があり、住居近くの地形もかなり危険がある 万引きで捕まり、初犯?だから許された テロが発生した近く(旅行(奉仕)に行く計画がある) 外務省からは渡航自粛地域に指定された 	<p>ハイリンツヒの法則 1:29:300</p> <p>重大事故が発生する (1) には、(29) の軽度の事故があり、更に (300) の「ヒヤリ・ハット」がある</p> <p>レベル1, 2は、このハイリンツヒの法則の (300) の「ヒヤリハット」に該当</p> <p>「注意するだけで終わる」のは、各当事者で対応してください</p> <p>ただし、迷ったら、危機管理委員会に連絡</p> <p>ハイリンツヒの法則の (29) の部分で、当事者のみでは対応が難しい、または、ロータリーの組織に悪影響が出ると予想</p> <p>直ちに 危機管理委員会へ連絡</p>	◎	◎	◎
2	<ul style="list-style-type: none"> 青少年がセクハラ・虐待被害を受けていると第3者が連絡してきたとき 重大被害が発生している地震・自然災害が発生しているが安否確認がすすんでいない状態 ロータリーに係わる青少年が法律上の犯罪を起こした時 (窃盗、傷害、麻薬使用等) 逮捕されたとき 青少年がテロの地域にいて、外務省からの渡航危険地域情報が出されているとき 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年がセクハラ・虐待を受けていると訴えてきた場合 死亡または重篤な状態に落ちいった場合 青少年がテロの地域にいて、外務省からの渡航禁止命令が出されたとき 	<p>ハイリンツヒの (29) および (1) が予想される場合</p> <p>該当クラブだけでは対応が取れないと判断し、直ちに危機管理委員会に連絡してください</p> <p>時間がポイントとなります</p>	△	○	◎
3	<ul style="list-style-type: none"> 青少年本人がセクハラ・虐待を受けていると訴えてきた場合 死亡または重篤な状態に落ちいった場合 青少年がテロの地域にいて、外務省からの渡航禁止命令が出されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年本人からのセクハラ・虐待の訴え、ただし、その学生はよく嘘をつく 甚大被害 (台風も含め) の自然災害の発生が確認されている。地区内では対応不可の可能性も。 ロータリー奉仕活動参加中に犯罪を犯し警察に逮捕された 	<p>青少年に対しての「セクハラ・虐待」は間髪をいわず、危機管理委員会へ連絡</p> <p>警察に通報等の強制的な措置を</p> <p>危機管理委員会を行います (ご理解を)</p> <p>緊急危機管理委員会を開催します</p>	△	◎	◎

評価調整基準

- ロータリークラブの組織への評価が著しく既存されることが想定される時は レベルに 1 を加える
- 青少年保護 (ロータリー章典の青少年保護条例) に抵触する (ことが予想される) 事案に関しては、 レベルに 2 を加える
- 青少年交換におけるセクハラ・虐待事案は、真偽に関係なくすべて 直ちに レベル 5 として評価する

危機管理について ～ 危機管理の基本とその対策

菅沼清高（元警察庁長官官房長）氏 の講和から抜粋

1. 「危機」とは自分や自分の組織にとって好ましくない事の全て

自然災害、事故、犯罪、病気、不祥事、経済的破綻 etc

注) 国際ロータリー第 2760 地区 危機管理総則での「危機」の定義と一致

2. 危機管理の基本姿勢

- (1) 「必ず起こる」との自覚と覚悟
- (2) 予防、演習と業務執行におけるマニュアルの励行
- (3) 発生時の想定と対策の策定
- (4) 専門的知見、経験、能力、アドバイザーの確保
- (5) 被害者対策、被害回復、復旧の専門チームの確保
- (6) 広報、マスコミ対策の研究

3. 危機管理について承知しておくべきいくつかの基本事項

- (1) 危機は常に想像を超えて発生するもの
意外な因果関係、超自然、超合理性
- (2) 突発に対して人間はすぐには反応できない
運動濫（乱）発、擬死反応が生き物の本能
- (3) 「三人寄れば文殊の知恵」は通用しない
人が集まっただけでは知恵は出てこない
- (4) 注意していれば危機には必ず前兆がある
「ハインリッヒの法則」アンテナと鋭敏な感覚
- (5) 世の中（世間）の理解や同情を当てにしてはいけない
「火事と他人の不幸は大きいほど面白い」のが人情

注) (1) 福島原発、日航 123 便事故、浅沼委員長刺殺事件など偶然の積み重ねで大事故が起きる

(個別の発生確率は計算上の掛け算問題ではない（例：1 部品が 1 千回に一回故障、3 部品同時に故障する確率は 10 億回に一回という計算）しかし、なぜか故障は頻繁に発生するのである）

- (2) 神経の伝達速度は有限であり意識してからの動きは有限の時間が必要（動きたいのに動けない）
- (3) 三人集まれば、ろくな案は出てこない、三人の妥協の産物であり、しかも時間ばかりかかる
重大決定は、信頼おける「一人」が行い、他はそれを（直ちに：時間が重要）受入れること
- (4) 突発的事案は、突発ではない、必ず前兆（そういえばこんな前兆、予兆があったな…）がある
- (5) 世の中で有志の方は多いが、刻々と変化する危機に対しては、1 人が決定し、その一人が責任を持ち、皆を同調させ、（統制のある）ベクトルの合致した行動をとらねばならない
どんな権力のある人（組織的なトップリーダーでも）も、ただ一人の方策決定者を全権限移譲をする必要がある（真の重大な問題点があればその限りではないが、平時において、平日頃からそれを任せる責任者の資質の確認をすべき）

委譲した内容や、権限委譲した人が問題かどうかは、危機が終息した後に検証し、教訓とすべし

ハラスメント など

危機が発生した時に行う報告に関するチェックリスト

□ ボランティア選考（学生を受入れる前・後の対応）

- ボランティアに対する審査・選考方法の確認
- 被疑者の過去の経験は（ボランティアの経験）
- ホストファミリー、カウンセラー等ボランティアに対する防止の研修確認

□ 事案発生後の対応（時系列情報も確認する）

- 被害者（当事者）に対する安全確保の状況
- セラピスト・弁護士等の選任
- セラピスト・弁護士等の被害者（当事者）の支援
- 刑事当局・司法当局への届け出
- 事案発生後、72時間以内に RI へ報告

□ カウンセラーと通訳および被害者（当事者）との会話

内容についての確認（法に基づいているか、強要等していないか）

=通訳の内容（異訳）に注意

□ RI の青少年保護方針を地区としてクラブにどう展開

しているか（研修内容と回数、タイミングなど）

認識と防止

ガイドライン策定にあたり

国際ロータリーは、青少年に対する奉仕で多大な成果を上げてきた長い歴史を誇っています。毎年、250,000人以上の青少年が、インターアクト、ロータリー青少年交換、RYLAといった国際ロータリーの青少年プログラムに参加しています。さらに、数多くのクラブや地区が行う指導プログラム、予防接種活動、職業訓練プログラム、識字率向上プロジェクトなどのさまざまな活動は、特に若い人々を支援することを目的としています。近年、青少年の参加者が関わるすべてのプログラムにおいて、性的虐待やハラスメントの申し立ての数が急増しています。児童性犯罪者は、児童や未成年者に簡単に近づくことができる指導役やコーチなどの役割に就くチャンスを探しているため、青少年と活動するあらゆる団体は危険にさらされています。青少年との活動に熱心な大人の多くは、若い人々を助けることに一心で、自分たちの信頼を悪用しようとする人がいるなどと思いません。

しかし残念ながら、虐待の問題の心配がまったくない団体はなく、最も安全と思われるような状況でさえもこうした問題は起こりうるのです。実際、通常多くの信頼を寄せられている団体といえども、青少年と活動する機会が、犯罪を起こす可能性のある人々を惹きつけているのです。

国際ロータリーは青少年保護を非常に重大に受け止めています。性的虐待の話題がより広く話し合われるようになるにつれ、青少年プログラムに関わるロータリアンは、地区や地域レベルで虐待防止の手続を定め、こうした問題に取り組んできました。ロータリアンは、虐待が起こる前にそれを防止することで安全な環境づくりに貢献し、万一問題が起こってしまった場合でも、適切な対応を心がけています。

1. 「青少年との接し方に関する声明」

第 2760 地区は、ロータリーの活動に参加する全ての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしている。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアの人々は、関わる児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待を防止して、彼らの身の安全を守るために、最善を尽くす責任がある。

2. 定義

ボランティア: 監督者の有無に関わらず、青少年の活動で青少年(学生)と直接の接触を持つすべての成人を指す。具体的には、青少年のための活動や遠出において青少年の世話をしたり、青少年を行事や催事まで車で送迎をする可能性のあるクラブや地区の青少年育成関連委員長、委員会委員、ロータリアン顧問、ロータリアンまたはロータリアンではない人々、その配偶者やパートナー、ホストファミリーや受入家庭に同居するその他の成人(兄弟やその他の家族など)を含む(ただし以上に限らない)。

青少年(学生): 成年に達しているか否かを問わずロータリー青少年育成プログラムに関わる児童および青少年。

虐待とハラスメントの定義: 問題への認識を高めるため、青少年と活動するすべてのロータリアンは、虐待やハラスメントとは何であるかを十分に理解しておく必要があります。

精神的または言葉による虐待とは、世話をする青少年の行動をコントロールするために、大人が脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うことです。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられます。

肉体的虐待とは、痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触し、若い人々を虐待することです。

放置(ネグレクト)とは、(明らかな経済的理由なしに)青少年の福利に必要とされる十分な食糧、衣類、住居、医療サービスを提供しないことです。

性的虐待とは、青少年に対して間接または直接的に性的な行動を及ぼすこと、あるいは青少年が単独または同性・異性および年齢を問わず、他の人との間接または直接的な性的行動に及ぶことを強制あるいは促すことです。性的虐待の例には、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない攻撃も含まれます。この定義は、国際ロータリーの青少年プログラムの参加者すべてに適用されます。

性的ハラスメントとは、性的な誘いかけ、性的行為の要求、あるいは性的な性質を持つ口頭または身体的言動を指します。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずける手法として用いられる場合があります。性的ハラスメントには次のような例があります。

- ・性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
- ・性的な性質を持つ言葉による虐待
- ・性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
- ・性的な示唆を含む目線や口笛、衣服に付いたゴミを払い落とししたり、触るなどの不適切な身体的行動、卑猥な言語または身振り・手振り、および性的示唆や侮辱を含む言葉

以下のような誤解は、虐待とハラスメント防止に関する効果的なプログラムを作成する際の障害となっています。

- ・性的虐待は、性的指向に関係するものである。」ほとんどの性的虐待とセクハラは、実際には、権力と支配に関係するものです。
- ・女子のみが危険にさらされている。」被害者の大多数は女子ですが、男子も危険にさらされています。ある調査によると、16歳未満の男子の6人に1人は、自分の意思に反して年上の人物と直接性的な接触を体験しているのです。
- ・男性のみが加害者である」
- ・女子は男性からのみ狙われており、男子は女性からのみ狙われている」
- ・性的虐待は常に明白である」
- ・虐待者の多くは被害者の知り合いではない。」虐待者の多くは被害者に知られ、信頼された人物です。

3. 虐待とハラスメントの兆候

ロータリー青少年プログラムに参加するロータリアンとその家族、ロータリアン以外のボランティア、そして青少年参加者の両親は、虐待の**危険信号を示す**以下のような身体または行動の変化に気付く必要があります。*

- ・ 繰り返しのけが、または事故の説明と一致しないけがといった身体的な虐待のサイン
- ・ 行動の変化、極端に激しい感情起伏、引きこもり、恐怖、過度な号泣
- ・ 特定の場所、人、活動に対する恐怖心、特定の人物とふたりきりになることを嫌がる
- ・ 重度の不安症
- ・ 摂食障害、自傷、その他の関連行動を含む、またはそれにつながる歪んだ身体イメージ
- ・ 自己嫌悪
- ・ 過度に攻撃的な行動
- ・ 学校での問題や課外活動へ参加しなくなる
- ・ 抑制
- ・ 乏しい友人関係、孤独
- ・ 悪夢または夜間恐怖
- ・ 性または性行為について写實的または年齢にふさわしくない知識
- ・ 自殺未遂または自殺をほのめかす
- ・ 強迫行動
- ・ 薬物またはアルコールの乱用
- ・ 権威や規則に対する反抗

こうした行動は、虐待やハラスメントが行われている可能性を示す兆候とみなされるべきであり、成人ボランティアはその青少年と時間をとって、実際に何が起きているのかを明らかにする必要があります。世話をする青少年と積極的に関わることによって、行動の変化を観察することができ、「十代の典型的な行動」ともとれる上記の多くの行動よりも、より正確な虐待のサインを見つけることができるはずで、通常、社交的で自信に溢れていた若者が引きこもり、静かになってしまった場合は、虐待の可能性があり、その青少年の世話をする大人はなぜ行動の変化が起こったのかを解明する必要があります。その青少年と思春期・青年期の子供たちを専門とする精神衛生の専門家と話し合いの場を設けることも検討してください。

4. 虐待やハラスメントの真偽

申し立てられた言動が性的虐待または性的ハラスメントに該当するか否かは、申し立てを受けた者限りで判断せず、青少年の安全が確保された後、直ちに[虐待とハラスメント申し立てと報告の処理手順]に従って『青少年交換における申し立て報告書』を用いて報告する。

5. 地区青少年交換プログラムの法人化と損害賠償責任保険(青少年交換委員会の場合)

地区青少年交換プログラムの運営および活動は、特定非営利活動(NPO)法人国際ロータリー日本青少年交換委員会に属し、その包括的な指導および援助の下に行う。

損害賠償責任保険は、上記法人の加入する保険による(現在 全国34地区統一で 100円/会員全員を徴収)。

国際ロータリーの ゼロ容認方針

(zero tolerance)

とは

ゼロ容認方針とは、とにかくセクハラや虐待の申し立ての報告があった場合、報告を受けてから（報告が上がった場合）その真偽や重大性、刑事上の事件性があるなしにかかわらず、72時間以内にRIに報告するというものです。また、ゼロ容認方針とは意を別にしますが、RIに報告すべき重大事故や重篤な疾病等の発生した時にも、関係するすべての学生たちの保護、安全確保、その後のケア等のために72時間以内にRIに報告する必要があります。

ゼロ容認方針の考え方の前提として、セクハラや虐待を受けた（可能性のある）学生・青少年は、立場が非常に弱く、往々にして組織（ロータリーという組織も含まれる）は、隠ぺいなどにより、その組織自体を守ろうとする意識が強く働くものです。よって、それを避けるため、とにかく、勇気を出して申し立てた報告に関しては、それがあったものとして受け止め、結果として、RIに報告することを求めているものです。

RIへ報告してその後、外部委員（ロータリアン以外の司法関係者、医師、その他有識者等）も含めた危機管理委員会で、真偽の調査や司法当局への通知が必要かどうかを判断します。その結果、虚偽の報告とか、勘違いによる報告とか、重大なトラブルではなく、当地区内で十分解決できる事案であったなどの可能性もありますが、その後の手はずと調査の結果、および結果としてとられた措置について、再度RIに事後報告する という仕組みです。

まとめますと、

事案の上程されてきた報告において、当該地区・クラブの判断でRIに報告するか、しないかを判断するものではなく、（RIへの報告は危機管理委員会が行います）とりあえず、危機管理に該当する事案が申し立ての報告のルールに従って

申し立て報告された場合は、①学生たちの保護を第1優先として、被申立者からの分離、安全確保、またはその可能性を十分配慮する体制を即刻、とること

と同時に **72時間以内**に ②RIに申し立てがあったことの実の報告をする

その後に、危機管理委員会で ③申し立て者の勘違い等による誤解や事案の真偽などを確認し

④その後の手はずと調査の結果、および結果として取られた措置について事後報告する

結果として、誤解や重大でなかったもの等に関しても、RIはその最終結論を採用するというもので、最初の申し立ての報告が該当事案に対し、影響を与え続けるものではないことを理解する必要があると思います。

よって、RIへの報告を、ためらいをもってはならないという事です。

緊急時対応

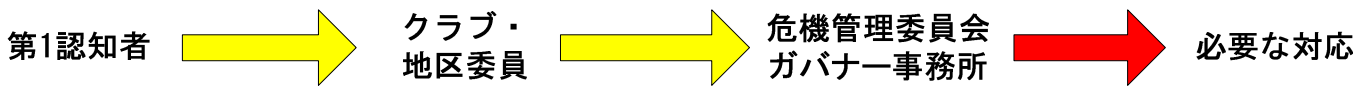
最初の 第1歩

続いて 2歩目

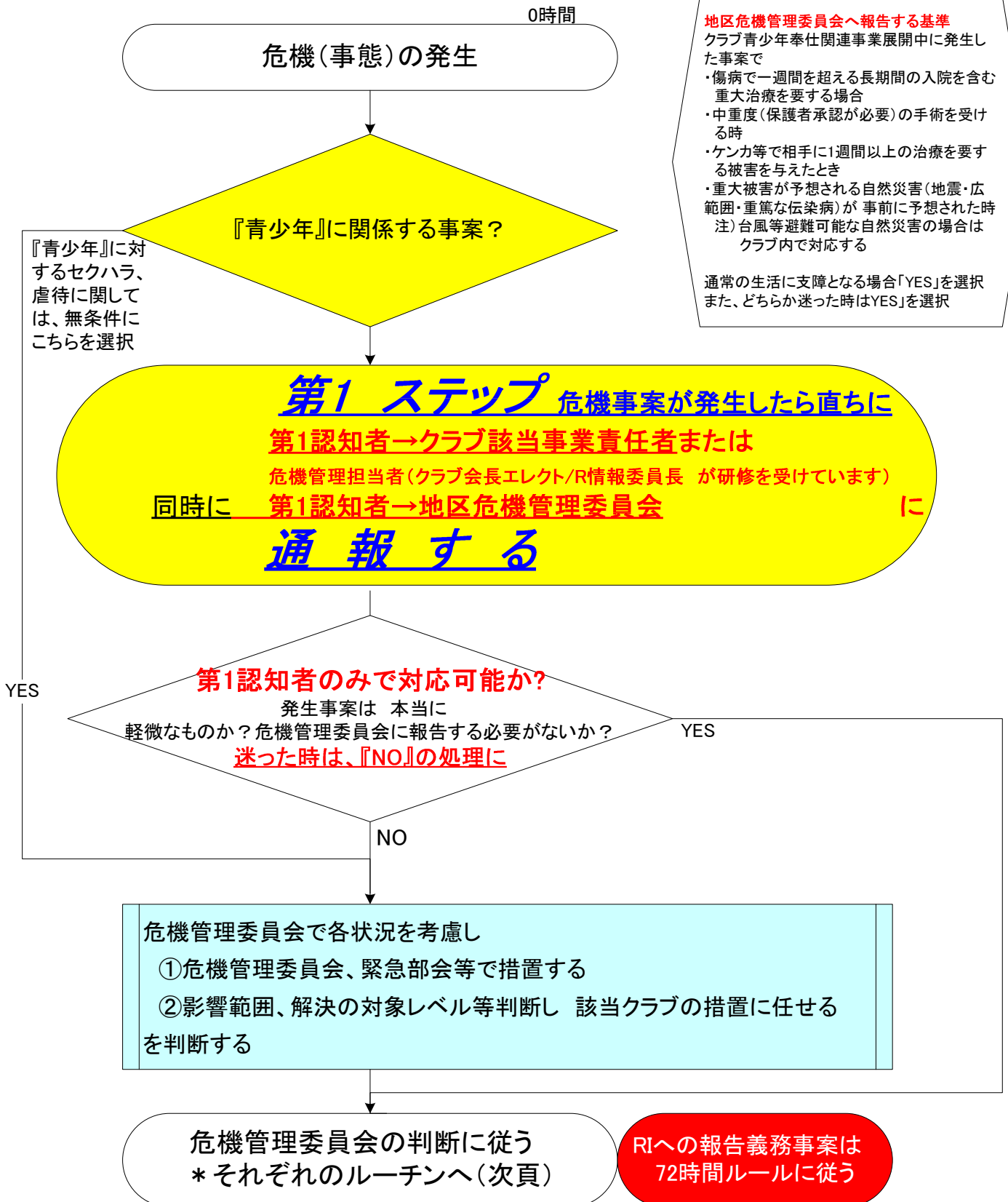
来日学生の緊急事態が
発生した時、すべきこと

最初の 1歩

すべてのロータリアンにとって『好ましくない事態の全て
(危機管理の「危機」)』が発生または発生することが予想されたときの

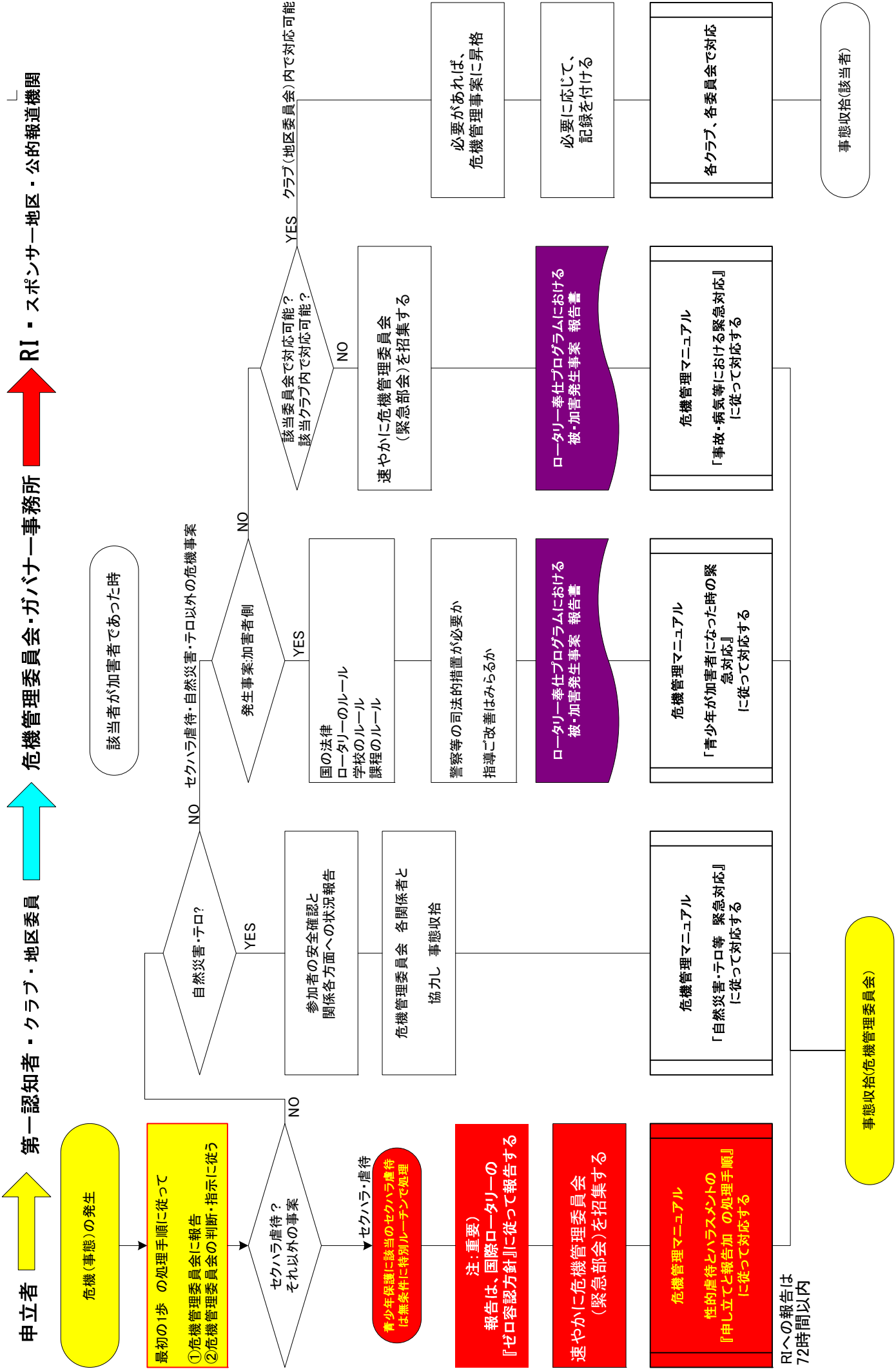


各ロータリークラブ主催の奉仕事業における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順
および各地区委員会主催の奉仕事業における危機事案の報告及び緊急措置に関する手順



次の2歩目

危機管理委員会が、重要度・影響範囲・緊急性などで、第2歩目の判断を行います



第1 認知者は直ちに危機管理委員会へ報告し

以降の措置に関しては危機管理委員会での指示に従う

性的虐待およびハラスメントの

申し立てと報告の

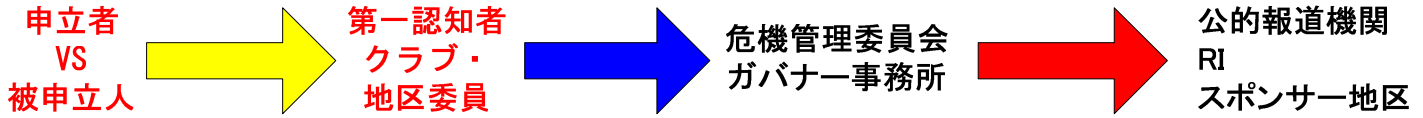
処理手順

詳細の処理手順は **資料** 『性的虐待およびハラスメントの申し立て
報告に関する指針 (補遺資料 B)』

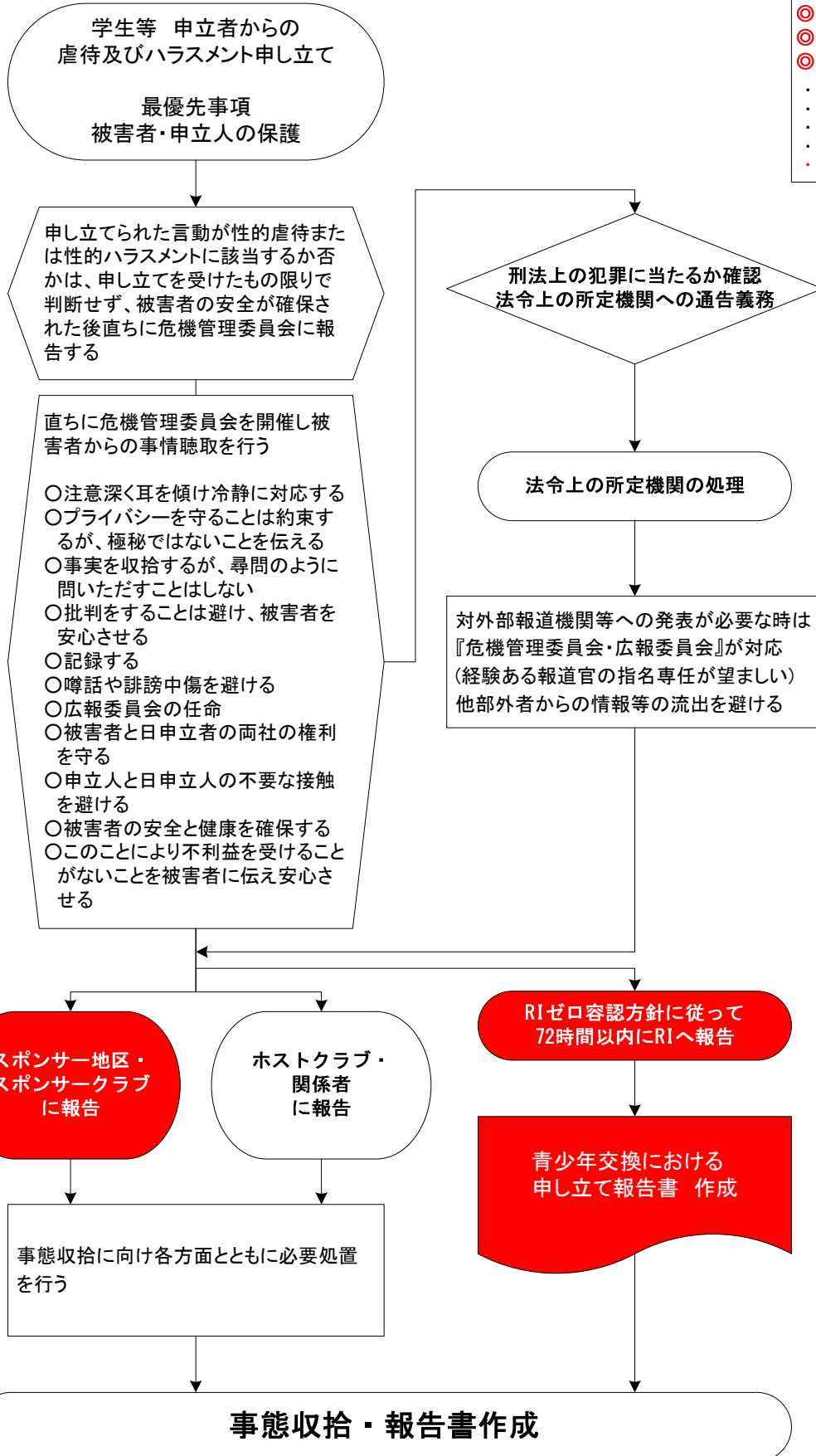
に従ってください。

国際ロータリーのゼロ容認方針および72時間ルール
を順守してください。

虐待とハラスメント申し立てと報告の処理手順 (白抜き文字は青少年交換に限る)



ゼロ容認方針に従って、申し立ての報告を受けたとき、直ちに危機管理委員会に報告し、その指示に従う



- ◎当事者だけで判断はしない
- ◎被害者(学生・青少年)の保護を優先
- ◎申立者・被申立者ともに人権を優先する
- ・冷静に対応する、時には学生を激励する
- ・プライバシーを守るが極秘はないことを双方確認する
- ・事情聴取は尋問のようにならないように
- ・申立人、被申立人共に対し批判的な態度は避ける
- ・記録に残す

- 申し立て報告後の手続き
- クラブカウンセラーおよび地区青少年交換委員会委員長その他のロータリー関係者のための指針
- ①第1認知者は報告に関する指針に従って適切な措置を講じていることを確認する。
 - ②学生が守られていることを確認する。
 - ③危機管理委員会の指示に従い、法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、申し立てられた内容が犯罪に該当すると判断したときは、適時に刑事当局に対する手続を行う。
 - ④学生に対する支援が即刻与えられていることを確認する。
 - ⑤学生の保護と権利確保のため、適切と思われる者をカウンセラーとして担当させる。
 - ⑥学生の親に連絡する。学生の母国から離れている場合、学生に在留か帰国かの選択肢を与える。
 - ⑦必要な間、被申立人を他の交換学生とのあらゆる接触や連絡から遠ざける。
 - ⑧警察あるいは行政当局による調査が行われるときは、これに協力する。
 - ⑨危機管理委員会は、その事案について必要と認めるとき(ゼロ容認方針)は、報告を受けたときから72時間以内に申し立てについて国際ロータリーに通告し、その後のはずと調査の結果、および結果としてとられた措置について事後報告する。

- ロータリアン・ロータリアン以外のボランティアに対する申し立ての時のRC内でとるべき対応
- ①申し立てに対処するとき、最も重要視すべき事は、児童や青少年の安全である。
 - ②臆測や警察あるいは行政当局による調査の妨げとなるような個人的見解を表明するべきでない。
 - ③そのことをクラブ会員に通告すべきである。
 - ④被害者に関する所見を述べることは、我々の行動規範あるいはロータリーの理想を支えることにならない。また、被申立人に対する所見は、名誉毀損などを理由として、被申立人からロータリアンまたはクラブに対する訴えにつながる恐れがある。

学生に対する情報提供

地区およびクラブは、あらかじめ学生に対して、性的虐待または性的ハラスメントその他学生に対する加害行為に関する地区およびクラブの保護の制度の内容、ならびに、被害を受けあるいはそのおそれがあると判断したときは直ちに危機管理委員会に申し出るべきことを説明しておく。

第1 認知者は直ちに危機管理委員会へ報告し
以降の措置に関しては危機管理委員会での指示に従う

自然災害・テロにおける

処理手順

全ての参加者に対し主催者は安全確保と保護者・関連関係者に
安否の報告を直ちに行う

青少年交換及び米山奨学生に関しては年度登録者全員、
その他の委員会での例会下・行事化における安否確認は参加者のみ
とする。

海外派遣中のすべての青少年交換学生およびその他プログラムで派遣
中の青少年に関しては、青少年交換派遣学生は全員、その他学生はで
きる限り『外務省の 海外滞在者登録』を行う。

また、青少年交換プログラムにおいて、早期帰国を行うときは
『**青少年交換 早期帰国報告書式**』にて報告してください

自然災害・テロ等：緊急対応

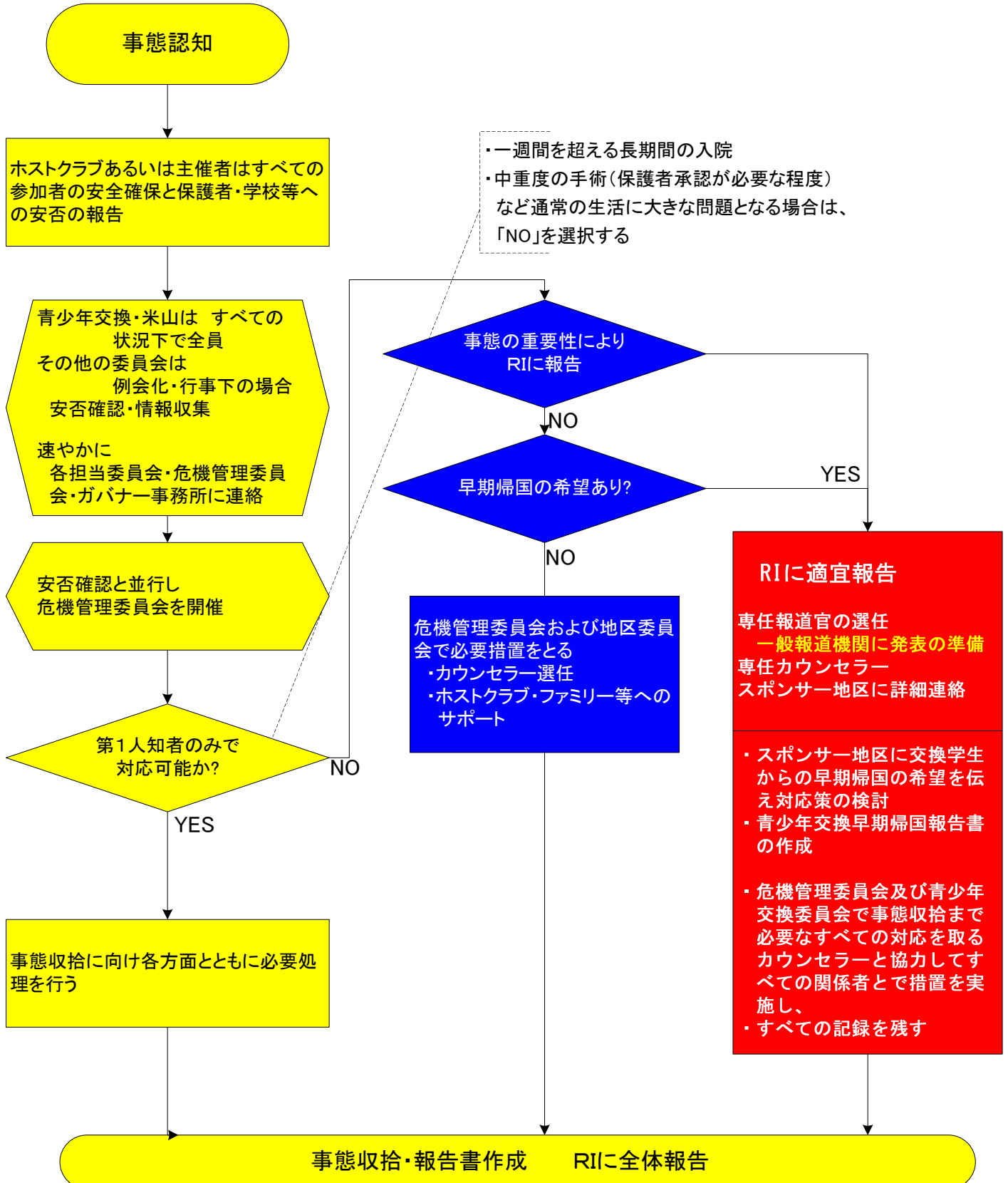
(ロータリーのかかわる青少年奉仕活動全て)

(白抜き文字は青少年交換に限る)

危機管理委員会
ガバナー事務所



公的報道機関
RI
スポンサー地区



第1 認知者は直ちに危機管理委員会へ報告し
以降の措置に関しては危機管理委員会での指示に従う

青少年奉仕活動中の学生が
加害者になったときの

処理手順

(自己都合での早期帰国を含む)

ケンカなど軽微のものに関しては、該当当事者(クラブ・各委員会等)が対応してください。

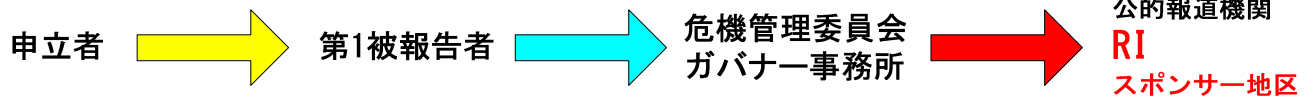
国の法律の違反(刑事事件として扱われた時)、ロータリーの名誉を傷つけるような事案を起こした時、あるいは、指導しても手におえない場合は、直ちに危機管理委員会に報告してください

早期帰国を行うときは『**青少年交換 早期帰国報告書式**』にて報告する必要があります。

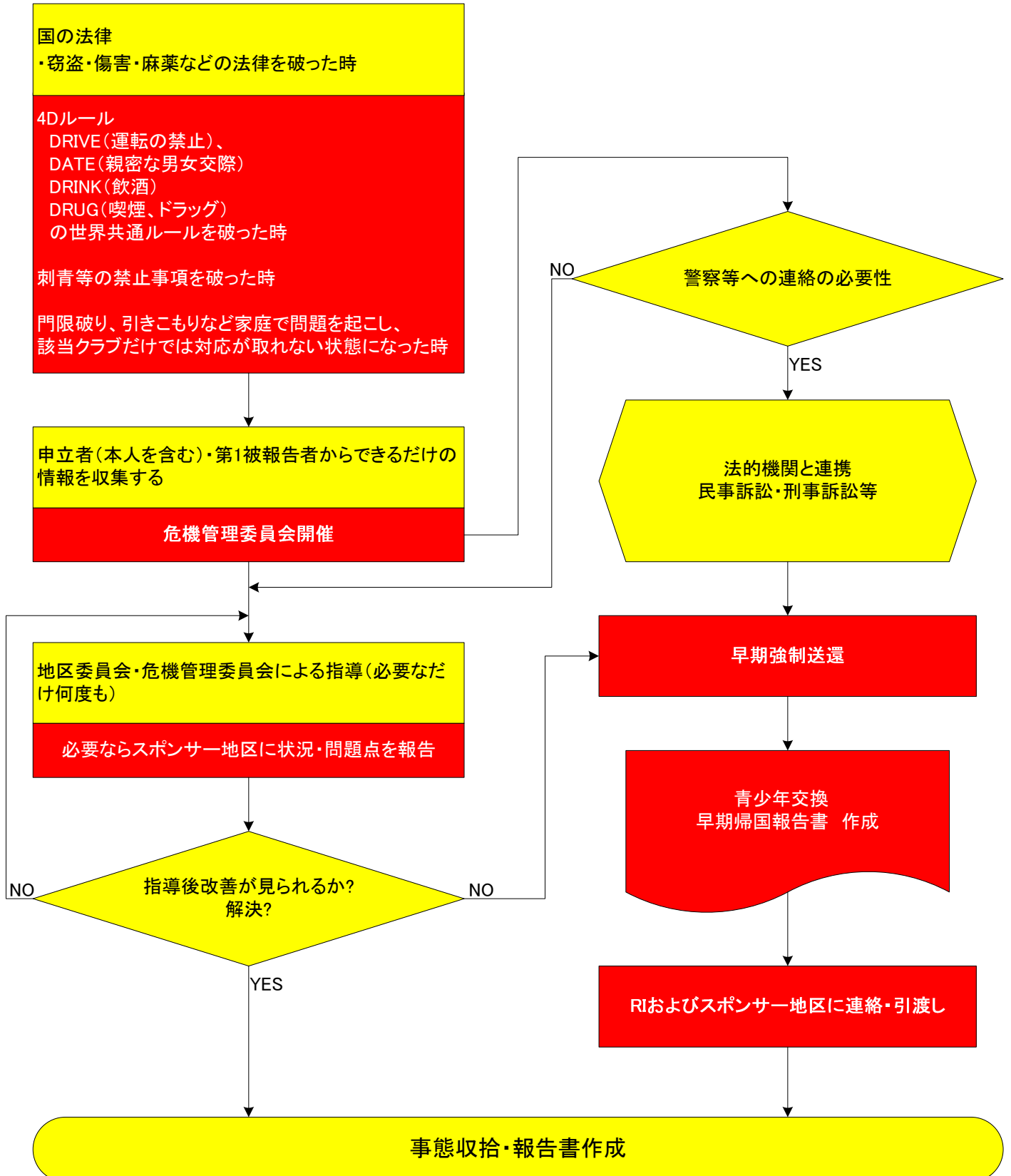
青少年が加害者になった時の緊急対応

(ロータリーのかかわる青少年奉仕活動全て)

(白抜き文字は青少年交換に限る)



申立者 (本人、ホストファミリー等) と 第一認識者 (クラブ関係者・地区委員)



第1 認知者は直ちに危機管理委員会へ報告し
以降の措置に関しては危機管理委員会での指示に従う

事故・病気における 処理手順

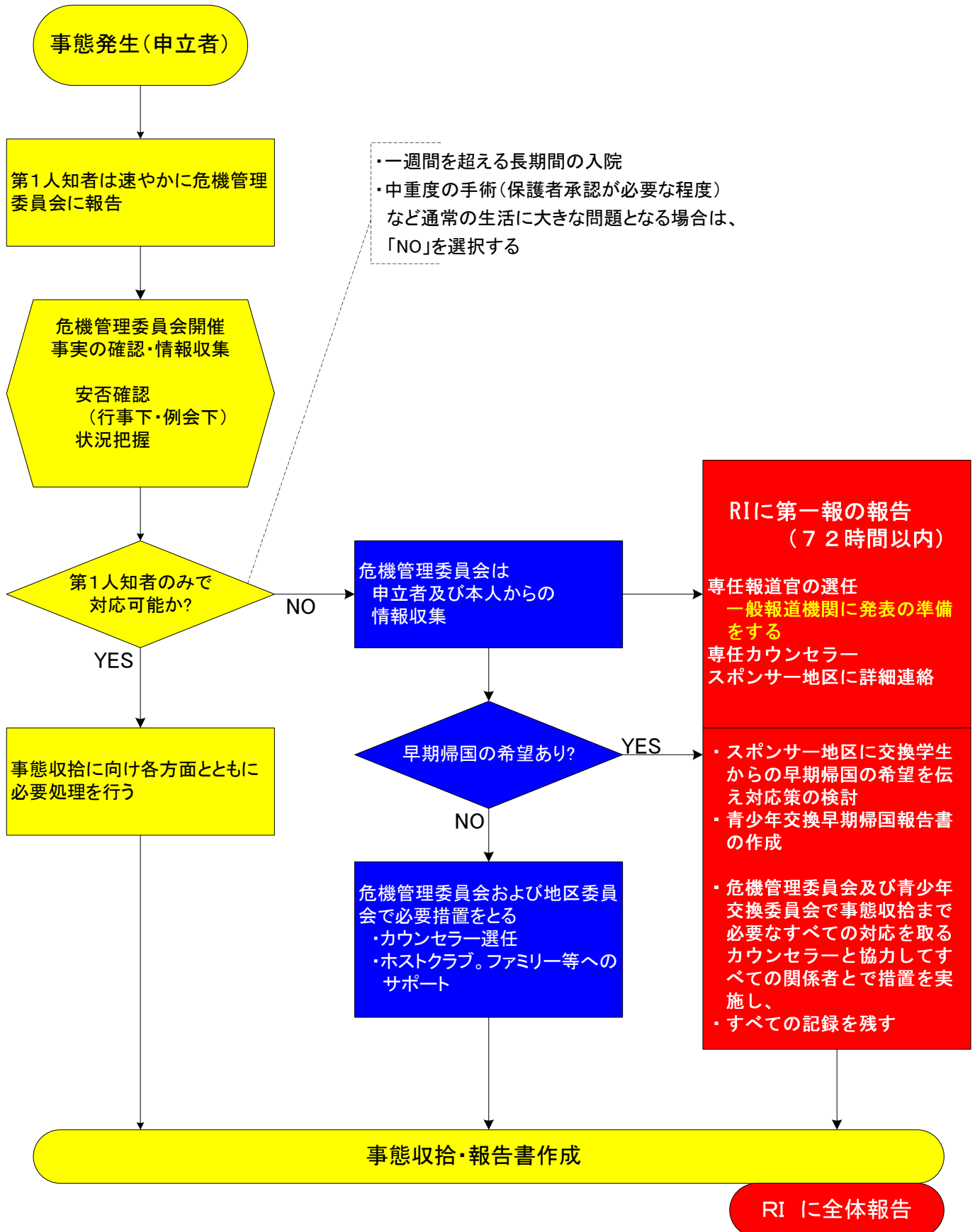
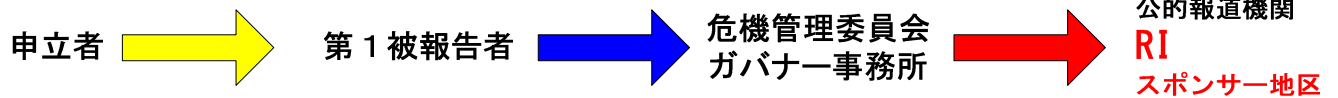
軽度のもの（不休・通院のみ・投薬療法のみなど）に関しては当事者が対応し、その中で比較的に重要と思われるものに関しては危機管理委員会に報告する。書式に関しては、**自由書式**で地区の該当委員会に報告してください

また、青少年交換プログラムにおいて、早期帰国を行うときは
『青少年交換 早期帰国報告書式』にて報告してください

事故・病気等：緊急対応

(ロータリーのかかわる青少年奉仕活動全て)

(白抜き文字は青少年交換に限る)





GOVERNOR Yoshio HATTORI

ガバナー 服部 良男

Toyoshima Bldg. 3F 2-15-15 Nishiki Naka-ku Nagoya Aichi 460-0003 Japan
TEL: +81-52-203-2760 FAX: +81-52-253-5730
E-mail: governor16-17@rotary2760.org

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目15番15号 豊島ビル3階
TEL: 052-203-2760 FAX: 052-253-5730
E-mail: governor16-17@rotary2760.org

平成 2016 年 7 月 1 日

2760 地区内会長・幹事 各位
ロータリークラブ

国際ロータリー第2760地区

16-17年度ガバナー 服部 良男 (岡崎 R C)

16-17年度地区
危機管理委員長 黒田勝基 (高浜 R C)

有事の際の報告義務

クラブ内の事業遂行中の事故報告

各位におかれましては益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。平素は地区委員会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。服部年度も始まり5大奉仕の関連事業を進める準備も整い、新たな事業などを取り入れられるクラブも多いこととご推察致しております。

今回、表記の通り「有事における報告義務」の件につきまして危機管理委員会からのお願いをさせて頂きます。

事業を進めて行く中で予期せぬ不測の事態が発生する場面も出てくることもあります。そのような場面に出くわした時にはR Iの規定により72時間以内の報告義務が発生することが決められております。不足に事態とは「参加関係者がその事業に参加した事で肉体的精神的にダメージを受け、そのダメージの大小に関わらず参加者自身が被害者となる」ことであり、その事案に対しての状況を事細かに報告することが義務として発生して参ります。

我々は国際ロータリーからの認証を得て、その年度におけるテーマに基づいて行動を行っていることは承知の事であると思えます。という事は言い換えれば、どのような事でもR Iに報告するという義務が発生しているという事であると言っても過言ではありません、是非ともこのことを理解して頂き、円滑なクラブ運営を進めて頂ければ幸いです。

危機管理委員会はこのような事案が発生して何かを科すという事を考える委員会ではなく、各クラブの皆さんが円滑なクラブ運営を進めて頂けるようにサポートをする委員会でありますのでご理解の程宜しくお願い申し上げます。

尚、事案が発生した場合の報告書を添付させて頂いております。発生した場合は速やかに報告書に記載して頂き一報をお願いします。添付される報告書が利用されないよう各クラブの安心安全な運営をご祈念致しております。

- 報告対象 事業を進める中での関係する者の事件・事故・ハラスメント
- | | |
|----------|-------------|
| 1) いつ | 6) どのような処置 |
| 2) どこで | 7) どこまでの対応 |
| 3) 誰が | 8) 関係する事業内容 |
| 4) 何をしたか | 9) その事業の責任者 |
| 5) その結果 | |

■報告送付先 ※PCメールにて下記の2か所をお願いします。

- 1) ガバナー分室
- 2) 黒田危機管理委員長

E-mail: governor16-17@rotary2760.org

ロータリー奉仕プログラムにおける 被・加害発生事案 報告

地区危機管理委員会様へ、下記の通りの事案が発生いたしましたのでご報告致します。

この事案に対しての対応指示をお願い致します。

事案の大小にかかわらず、地区危機管理委員会には報告をしてください

必要か したか

いつ	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 保護者への連絡	<input type="checkbox"/>
	発生 AM PM 時 分 頃	<input type="checkbox"/> 地区担当委員会への連絡	<input type="checkbox"/>
どこで ※可能なら地図添付	なるべく詳細に 発生場所 (住所)	<input checked="" type="checkbox"/> 地区危機管理委員会への報告	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> RIへの報告	<input type="checkbox"/>
被害者の情報	氏名 (日本名)	男・女	年齢
	住所		学校名
	(入院先)連絡場所	連絡先	
報告事案の内容・原因	何をしていたそうだったか・なぜそうだったか		
	加害者がいればその状況報告 被害者との関係		
被害の現状	加害者に刑事的な措置は必要かYES <input type="checkbox"/>	被害者の今の状況と被害程度	
	司法機関に刑事的な連絡はしたかYES <input type="checkbox"/>		
	どうなったか?		
被害者の保護者への対応	誰が		その結果は?
	いつ		
	どのように		
被害者への初期対応	誰が		その結果は?
	いつ頃		
	どのように		
被害者への今後の対応			
事案発生的事業内容			
事業担当委員会・委員長コメント			

※記載は子細をお願いします。又、内容の記載枠が足りない場合は別添で添付してください。

